

# 令和7年玉村町議会第5回臨時会会議録第1号

---

令和7年12月22日（月曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和7年12月22日（月曜日）午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第76号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 4 議案第77号 損害賠償の額を定めることについて
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	川 端 悟 君	2番	峯 岸 敬 一 君
3番	笛 木 美登利 君	4番	嶋 田 由紀子 君
5番	井 上 景 子 君	6番	松 本 幸 喜 君
7番	羽 鳥 光 博 君	8番	堀 越 真由子 君
9番	備前島 久仁子 君	10番	高 橋 茂 樹 君
11番	浅 見 武 志 君	12番	月 田 均 君
13番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君	学 校 教 育 課 長	青 木 栄 二 君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯 田 麻 友		

## ○開会・開議

午前11時開会・開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年玉村町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（新井賢次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、3番笛木美登利議員、4番嶋田由紀子議員の両名を指名いたします。



## ○日程第2 会期の決定

◇議長（新井賢次君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日、12月22日午前10時15分より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

羽鳥光博議会運営委員長。

〔議会運営委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇議会運営委員長（羽鳥光博君） 令和7年玉村町議会第5回臨時会が開催されるに当たり、本日午前10時15分より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成しましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、補正予算に関する議案及び事件関係に関する議案の計2件でございます。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（新井賢次君） 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和7年玉村町議会第5回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



### ○日程第3 議案第76号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第8号）

◇議長（新井賢次君） 日程第3、議案第76号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第76号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に9,616万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億4,401万円とするものでございます。

補正内容ですが、国の総合経済対策の一つとして、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国の子供たちの健やかな成長を応援する観点から、ゼロ歳から高校3年生までの児童手当支給対象児童を養育する父母等を対象に、子供1人当たり一律2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するものでございます。

歳入につきましては、国の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を計上しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） 今、子育て応援手当を高校3年生までという町長の答弁なのですけれども、高校3年生、生まれた年は何年が最後なのか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

これから生まれてくるお子さんの生年月日ということによろしいでしょうか。これから生まれてくるお子さんにつきましては、令和8年3月31日までに生まれたお子さんが対象となります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 10番高橋茂樹議員。

〔10番 高橋茂樹君発言〕

◇10番（高橋茂樹君） 生まれてくる子もオーケーということで、そうすると高校3年生で同級生の中に4月1日生まれの子も、玉村町にいないかは別なのですけども、4月1日生まれの子は支給されるのですか、それとも3月31日までなのですか。その辺を教えてください。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

残念ながら、令和8年3月31日までに生まれたお子さんが対象となりますので、今回の子育て応援手当につきましては支給はされません。高校3年生の方につきましては支給はされるのですが、これから生まれるお子さんにつきましては、令和8年3月31日までのお子さんは支給されます。こちらは日本全国統一されておりますので、そういった対象になります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 支払いはいつされるのですか。その辺を聞きたいです。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

現在、少しずつ計画を進めてはいるのですが、システム改修等、今進めているところで、支払われるのは3月上旬と見込んでおります。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） もう一つ聞きます。

もらう人は、申請とかそういうのは必要なのですか、それとも自動的にもらえるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

既にもう児童手当を受給されている方は、うちは希望いたしませんと断っていただく方以外は原則、プッシュ型といいまして、お断りされなければ積極的に給付する形です。あと、申請が必要となりますのは、これから生まれてくる方でしたり、令和7年10月1日から3月31日までに出生したお子さんの保護者の方は手続が必要です。また、児童手当を受給している公務員の方、あとは、例えば10月1日以降に離婚されたとかということで、児童手当の申請が新たに必要となった方などが該当となります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ○日程第4 議案第77号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（新井賢次君） 日程第4、議案第77号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第77号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和7年12月10日午前11時50分頃、南中学校学校公仕が学校敷地内にて公用車を用いて落ち葉収集作業をしていたところ、不注意により学校敷地内に駐車していた相手車両に公用車を接触させてしまい、相手車両を損傷させてしまったものです。町側の過失割合10割の物損事故となり、議案書に記載の損害賠償額を相手方に支払うものです。なお、損害賠償額は、町が加入している保険から直接支払われます。公用車使用中の事故につきましては、今後とも再発防止に努めてまいりますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番月田均議員。

[12番 月田 均君発言]

◇12番(月田 均君) 事故が起きたところはどんな場所なのですか。傾斜面という話は聞いているのですが、南中にはそういった傾斜はあまりないと思いますけれども。

◇議長(新井賢次君) 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇学校教育課長(青木栄二君) お答えします。

実際には駐車場の近辺になります。そのところ、傾斜があるというよりも、盛り上がっているところがあり、少し斜面になっているというぐらいで、坂道に止めているといったことではないです。それは大体南中の校舎の北側の、本来公用車を止める車庫があるのですが、その近辺のところに置いておいてという形での接触事故となっております。

◇議長(新井賢次君) 12番月田均議員。

[12番 月田 均君発言]

◇12番(月田 均君) 公用車と言うけれども、これは学校にあった車なのか、それとも役場か何かの車なのでしょう。

◇議長(新井賢次君) 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇学校教育課長(青木栄二君) お答えします。

学校には軽トラがあって、公仕さんがそれに落ち葉を積んだりとか、いろいろな作業をするのに使っている公用車になりますので、その軽トラが今回ぶつかってしまったということになります。

◇議長(新井賢次君) 12番月田均議員。

[12番 月田 均君発言]

◇12番(月田 均君) 公用車の修理も必要だったと思いますけれども、その辺はどんな金額になっているのですか。どこから払っているのですか。

◇議長(新井賢次君) 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇学校教育課長(青木栄二君) お答えします。

今回の事故につきましては、しっかりと止まっていたものが動き出してしまって相手車両にぶつかったということで、軽トラのほうはそれほど損傷がない状態で、相手の車両についてもドアの部分にぶつかったということで、へこみが生じてしまったということです。そのへこみがあったところについては、交換という形での修理をさせていただいており、この額になってございます。

以上です。

◇議長(新井賢次君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（新井賢次君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。



## ○閉 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これにて令和7年玉村町議会第5回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時15分閉会